

環境省からのお知らせ



被災家屋等解体に係る申請受付 **終了**のお知らせ (帰還困難区域を除く)

環境省で実施している被災家屋等の解体申請の受付は、

平成30年 3月30日

で終了となります。

申請期間の延長はありません。被災家屋解体を希望される方は、平成30年3月30日までに被災家屋解体または家屋被害調査の申請をしてください。

※平成30年3月31日以降、被災家屋解体申請はできません。

【建物解体の留意点】

- 付属建物（倉庫、納屋、店舗、ブロック塀等）のみの解体も可能です。
※付属建物のみの場合、り災証明書は不要です。
- 解体申請後のキャンセルは可能です。

家屋被害調査の申請・相談

浪江町役場住民課税務管理係

TEL 0240(34)0223

平日 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

家屋等の解体に関する問合せ先

環境省 福島地方環境事務所浜通り北支所

TEL 0244(26)9912

平日 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

【被災家屋解体申請先】

株式会社高島テクノロジー 被災建物解体受付窓口

●二本松窓口

☎ 0120(603)016

受付時間 平日 8時30分～16時30分
二本松市北トロミ573
(浪江町役場二本松事務所隣)

●南相馬窓口

☎ 0120(664)123

受付時間 平日 9時～17時
南相馬市原町区錦町一丁目132-1
レスディビル2階 (原ノ町駅東口)

●浪江町役場本庁舎窓口

☎ 0120(770)443

受付時間 平日 8時30分～17時
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
(浪江町役場本庁舎 1階西側)

土・日・祝日・年末年始を除く



思い出の品展示場を開設しています

現在、津波被災地におけるがれき等の選別作業の際に発見された写真、アルバム、賞状などの「思い出の品」を、一人でも多くの所有者やご家族のお手元にお返しできるよう、展示場を開設しています。

浪江町内にお戻りの際、お越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

- 展示場所 旧双葉ギフト店舗内 (国道6号沿い)
浪江町大字高瀬字牛渡川原217
- 開場時間 9時～16時
- お問合せ **TEL 0240(24)0100**
TEL 0244(44)3162 (株式会社安藤ハザマ棚塩出張所^{いはい})
- 主な展示物 写真、アルバム、賞状、ぬいぐるみ、位牌等

休業日等の詳細については、浪江町ホームページをご覧ください。